

周南市NET119緊急通報システム利用規約

周南市消防本部（以下「消防本部」という。）が提供するNET119緊急通報システム（以下「NET119」という。）を利用される前に、本規約を必ずお読みいただき、すべての内容に同意された場合に限り、ご利用ください。

1 利用条件

- (1) 利用対象者は、聴覚、音声・言語機能に障害があるなど、音声による119番通報が困難な方で、周南市内に在住し、身体障害者手帳の交付を受けている方とします。

音声による通報が可能な方は、音声による119番通報をご利用ください。

※身体障害者手帳の交付状況を調査することがあります。

- (2) NET119の利用には、事前に利用者登録が必要です。
- (3) 第三者が正規の利用者になりすましていたずら通報が行われ、正規の利用者がトラブルに巻き込まれることを回避するため、NET119では厳格なセキュリティ対策を行っています。これに伴い、安全な通信ができない古い機種種の携帯電話などでは、NET119が利用できない場合があります。
- (4) 利用にあたっては、GPS機能を搭載し、インターネットに接続が可能な携帯電話、スマートフォン及びタブレット端末などが必要となります。
- (5) 消防本部が通報を受信した場合でも、救急隊や消防隊が向かうべき場所が特定できない場合がありますので、通報時はGPS機能をONに設定してください。
【重要】 通報が必要な緊急時には、GPS機能の設定を変更することが困難な場合があるため、常にONにしておくことをお勧めします。
- (6) 迷惑メールフィルタリングなどをご利用の場合には、「net119.speechan.jp」ドメインからのメールを拒否しないよう設定してください。
- (7) 認証エラーなどが発生し利用できない場合は、「問い合わせ先」に記載の連絡先までご連絡ください。
- (8) 緊急時以外の問い合わせには使用できません。

2 利用者登録

- (1) 複数の携帯電話、スマートフォン及びタブレット端末などをご利用の場合は、1台ごとに登録が必要になります。
- (2) 利用登録にあたっては、通報を受けた消防本部が迅速に対応するための情報として、以下の情報の登録が必要になります。
ア 氏名（フリガナ）
イ 生年月日
ウ 性別

エ 住所

オ 携帯電話情報（メールアドレス、携帯電話番号）

- (3) 通報時に体調不良などの理由により、詳細な通報場所を消防本部に伝えることができなかった場合に、救急隊や消防隊が場所を特定するために使用する情報として、以下の情報を登録することができます。いざという時に、消防本部が通報者との連絡を確保するうえで貴重な情報ですので、登録することをお勧めします。

ア 自宅電話番号

イ 自宅FAX番号

ウ よく行く場所

エ 緊急連絡先氏名（氏名／フリガナ、利用者との関係、電話番号、FAX番号、メールアドレス）

オ 医療情報（既往歴、かかりつけ医療機関など）

- (4) 通報時に何らかの理由で消防本部から利用者に連絡が取れなくなってしまう際には、緊急連絡先に登録された方に居場所の問い合わせを行う場合があります。ご家族などの問い合わせにご対応いただける方を登録してください。

【重要】緊急連絡先を登録しようとする場合は、事前に緊急連絡先として登録される方から同意を得てください。

- (5) 以下の事由が発生した場合には、速やかに登録情報の変更又は利用停止の手続きを行ってください。

ア 転居やメールアドレスの変更など、登録情報に変更があった場合

イ 端末の機種変更を行った場合

ウ 利用を停止したい場合

3 個人情報の取り扱い

- (1) 登録された個人情報については、個人情報保護に関する関係例規に基づき適正に管理し、NET119を利用した緊急通報に係る業務の範囲内で使用し、目的外の使用はしません。
- (2) 消防本部管轄外からの通報が行われた場合は、その場所を管轄する消防機関へ通報を転送します。その際、登録いただいた利用者情報も含めて転送することがあります。
- (3) 転送された消防機関から、搬送先医療機関へ登録情報を含む通報情報を提供することがあります。
- (4) 個人情報の開示、訂正及び削除等のお問い合わせは、消防本部までご連絡ください。

なお、利用停止手続の際に、登録された個人情報の削除を別途請求された場合であっても、請求から削除までに一定期間を要します。

- (5) 利用停止等に伴う登録抹消の後においても、登録者情報及び通報内容並びに

通信履歴は、NET119の運用保守及び消防救急業務の記録保全を目的として、相当の期間が経過するまで保管します。

- (6) NET119の運用事業者に変更が生じた場合には、変更後の事業者に登録情報の引き継ぎを行い、従前の事業者からは登録情報を消去します。

4 通報時における注意点

- (1) 通報を行う際には、最初に「火事」又は「救急」の別を選択し、続けて現在位置を「自宅」、「外出先」又は「よく行く場所」から選択してください。
- (2) 現在位置として「自宅」又は「よく行く場所」を選択した場合は、事前に登録された住所が消防本部に送られます。「外出先」を選択した場合は、GPS測位による現在地情報が消防本部に送られます。

【重要】GPS測位結果が誤っている場合には、送信前に地図を操作して正しい現在位置に修正してください。

- (3) 現在位置の入力が完了すると、通報が消防本部に接続され、消防本部との間でチャットが開始されますので、詳しい状況を入力してください。
- (4) チャットに用いる言語は日本語とし、絵文字等は使用しないでください。
- (5) チャットが途中で切断された場合には、消防本部から登録されたメールアドレス宛に呼び返しを行います。ブラウザを閉じずに待つか、メールが受信できる状態にしてください。
- (6) 通報地点が不明な場合（取得した位置情報が大きくずれている場合等）は、別の手段での通報（第三者による通報等）を案内する場合があります。

5 利用料金

NET119は無料をご利用いただけますが、インターネットの接続に必要な通信料は利用者の負担となります。

6 サービスが利用できない場合

- (1) インターネットを利用しているため、通信事業者又はプロバイダ事業者等の工事、メンテナンス及び通信電波状況等により使用できない場合があります。
- (2) 何らかの理由によりNET119による通報ができない場合には、NET119以外の手段（第三者による通報及びFAX119等）によって119番通報を行ってください。
- (3) システムのメンテナンスを行う場合には、通報ができないことを事前に登録メールアドレスへ通知しますので、常にメールを受信できるようにしておいてください。ただし、緊急にメンテナンスが必要となった場合は、事前連絡なく実施することがあります。

7 免責事項

- (1) N E T 1 1 9に関する情報が利用者若しくは第三者の権利を侵害し、又は当該権利侵害に起因して紛争が生じた場合であっても、その侵害及び紛争について、消防本部は一切の責任を負わないものとします。
- (2) 利用者の端末機環境又は通信環境等その他の理由によってはN E T 1 1 9が正常に利用できない場合がありますが、これにより利用者に生じた損害について、消防本部は一切の責任を負わないものとします。
- (3) N E T 1 1 9を利用者の端末機に登録するにあたって、利用者の端末機がコンピューターウイルス等に感染し、利用者に損害が生じた場合であっても、消防本部は一切の責任を負わないものとします。
- (4) 天災地変その他非常事態によりN E T 1 1 9が正常に利用できない場合は、消防本部は一切の責任を負わないものとします。

8 禁止事項

利用者は、N E T 1 1 9の利用にあたって、以下の行為が認められた場合は、機能の制限又は登録抹消等の措置をとらせていただく場合があります。

- (1) 法令、インターネット上で一般的に遵守されている規制等に違反する行為
- (2) 他の利用者、消防本部又は第三者に不利益又は損害を与える行為
- (3) 公序良俗に反する行為
- (4) 虚偽の情報を登録、投稿及び送信する行為
- (5) 消防本部によるN E T 1 1 9の運営を妨害する行為
- (6) N E T 1 1 9の信用を著しく損なわせる行為

9 その他

- (1) 「練習通報」機能を活用することで、実際に通報が必要になった際に備えて操作に慣れておくことができます。「練習通報」では、実際の通報と同様の操作での通報体験ができます。

なお、消防本部に接続されることはありませんので、ご心配なくご活用ください。

- (2) 利用する携帯電話、スマートフォン及びタブレット端末等は、端末ロック等により、第三者に容易に操作されないよう厳重に管理してください。
- (3) 登録時に提供するIDとパスワードは、個人を認識する情報になりますので、他人に知らせないでください。
- (4) 登録されたメールアドレスが利用可能かどうかを確認するため、定期的にメールを送信させていただくことがあります。長期間にわたり応答がない場合には、利用の停止又は登録の削除が行うことがあります。

10 規約の変更

消防本部は、本規約を随時変更することができるものとします。

消防本部が本規約を変更した場合、変更後の本規約をNET119内及び消防本部のホームページに掲示することによって利用者に告知するものとし、変更後の本規約は当該掲示の時点で効力を生じるものとします。

11 問合せ先

周南市消防本部 指令課

T E L : 0834-22-8765

F A X : 0834-31-8543

メールアドレス : sho-shirei@city.shunan.lg.jp

周南市役所 障害者支援課

T E L : 0834-22-8387

F A X : 0834-22-8464

メールアドレス : shogaihuku@city.shunan.lg.jp